

令和4年度 第1回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和4年7月28日
東京都福祉保健局

(午後2時01分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、環境保健衛生課動物愛護推進担当の鮫田でございます。

皆様、音声届いておりますでしょうか。委員の皆様、届いておりましたら、手を挙げていただければいいかなと思います。

○貞升委員 届いています。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

今、中村委員がちょっとまだ入られておりませんが、始めさせていただきたいと思えます。

それでは、議事に先立ちまして、動物愛護管理専門課長の石本からご挨拶を申し上げます。

○動物愛護管理専門課長 東京都福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長の石本でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。令和4年度第1回の東京都動物由来感染症検討会の開催に当たりまして、事務局を代表しまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

本検討会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、令和2年度、3年度は書面開催とさせていただいたところでございます。新型コロナウイルスは、まさに動物が発生源である可能性が示唆されておるところですが、今週の7月25日には都内で国内の初のサル痘の感染者が発生し、今日もまた2例目がというところを聞いているところでございます。動物由来感染症に関する都民の関心は高まっているところだと思えます。

今後とも、動物由来感染症の正しい知識を都民に伝え、感染症の発生を未然に防止するとともに、健康被害が発生した際に備えた感染症への対応力の強化も一層求められるところでございます。

本日は、令和3年度調査事業の最終報告と今年度の事業計画につきまして、委員の皆様方からご意見、ご提言をいただき、より効果的な調査を実施してまいりたいと考えている次第でございます。

今回は初めてのオンライン開催となっております。委員の皆様方にはご不便をおかけするかと思いますが、限られた時間の中、委員の皆様の活発なご討議をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。表紙の次のページに検討会名簿がございますので、ご覧ください。

まず初めに、委員に交代がございましたので、ご紹介いたします。

これまで委員にご就任いただいております源委員が人事異動に伴いご退任されましたので、新たな委員にご就任いただいております。西多摩保健所保健対策課長の村上委員でございます。

○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、国立感染症研究所 獣医科学部第一室長、今岡委員です。

○今岡委員 今岡です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、公益社団法人東京都獣医師会危機管理室 感染症対策セクション長、佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 お願いいたします。

続きまして、健康安全研究センター微生物部長、貞升委員です。

○貞升委員 貞升です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 最初に申し上げましたが、都立墨東病院感染症科部長の中村委員でございますが、ちょっとまだご入室……。入られましたかね。

○中村委員 すみません、今、入りました。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 中村委員でございます。

○中村委員 墨東病院の中村です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 お願いいたします。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をいたします。出席者のみ紹介させていただきます。

健康安全研究センター微生物部、鈴木病原細菌研究科長です。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 同センター微生物部病原細菌研究科、久保田主任研究員です。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 よろしくよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、同センター微生物部ウイルス研究科、藤原主任研究員です。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 藤原です。よろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、同センター微生物部食品微生物研究科、上原主任研究員です。

○健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員 上原です。よろしくお願いいたします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、動物愛護相談センター、田島所長です。
- 動物愛護相談センター所長 田島です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、動物愛護相談センター、松本多摩支所長です。
- 動物愛護相談センター多摩支所長 松本です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物愛護相談センター、小林業務担当課長代理です。
- 動物愛護相談センター業務担当 小林です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物愛護相談センター、藤澤城南島出張所長です。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 藤澤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 環境保健衛生課、佐藤動物管理担当統括課長代理です。
- 環境保健衛生課動物管理担当 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、本日の会議についてご案内いたします。

本日は、Microsoft Teams による WEB 開催となっております。あらかじめ本日の資料はメール及び郵送にてお送りしております。議事次第、資料一覧、委員名簿など不足はございませんでしょうか。

また、マイクは基本オフにさせていただき、ご発言いただく際にはマイクをオンにするとともに、手を挙げていただくと、お声がけしやすいかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

続きまして、検討会の座長についてですが、集合しての会議を開催しておりました令和元年度まで貞升委員にお願いしておりました。今年度におきましても、貞升委員に座長をお願いできればと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。特にご意見ないようでしたら、貞升委員に座長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長にお願いいたします。

- 貞升座長 ありがとうございます。承知いたしました。座長を仰せつかりました、健康安全研究センターの貞升です。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、ご説明いたします。

本検討会は、原則として公開となります。また、資料及び議事録でございますが、こちらについても原則公開することとなっております。あらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

それから、この会議については、ホームページで会議の案内を告知させていただいております。なお、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。公開ですけども、本日は傍聴がないということだそうです。
でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題1、令和3年度動物由来感染症調査実施結果について、1から4までの事項について事務局からの報告を受け、皆様からご意見を頂戴いたしたいと思っております。事務局から調査結果についてご説明をよろしくお願ひします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは引き続き、鮫田のほうから資料に沿って説明させていただきます。

令和3年度第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査結果について説明させていただきます。資料は資料1-1と資料1-2という部分になっております。資料1-1のほうは動物取扱業の販売、いわゆるペットショップにおける調査結果になっております。調査対象ですが、都内で販売の登録を受けている第一種動物取扱業者のうち8施設を対象としまして、そこで販売されている犬44頭、猫35頭、合計79頭について病原体保有実態調査を行っております。詳細の内訳については、資料をご覧ください。

調査の実施期間については、資料のとおりです。

4番の検査項目及び検査方法ですが、まず、飼養実態調査については、飼養状況についての聞き取りを行いました。

それから、病原体保有状況調査ですが、検査項目、検査方法については、表1にありますとおりとなっております。

5番の実施機関ですが、（2）の検査実施機関につきましては、健康安全研究センターに検査を依頼しております。

次のページの6番の結果ですが、調査した8施設の飼養管理状況が表2のとおりとなっております。施設C、E、Gには一部に体調不良の個体がございました。表の一番下のほうでは、従業員の体調不良という項目で、いずれも体調不良はありませんでした。

それから、次のページの（2）病原体保有状況調査ですが、まず、表3が糞便検査結果になっております。陽性となった項目は、表にありますとおり、毒素原生大腸菌、病原血清型大腸菌、回虫、糞線虫、ジアルジアが検出されました。また、検出されたジアルジア14検体の血清型につきましては、表5、表6にありますとおり、血清型A、C、D、Fとなっております。

次に、被毛の検査結果は表4になりまして、犬で7検体、猫で6検体から皮膚糸状菌が検出されております。

次のページの（3）陽性個体への対応状況ですが、これらが確認された各施設において、獣医師による診察、治療などが行われております。再検査についてもご案内をしているところですが、希望はございませんでした。

以上が資料1-1に関する説明でございます。

続きまして、資料1-2に進みます。こちらが動物取扱業の種別でいう、展示における調査の結果になっております。対象としまして、具体的には、動物園のふれあい展示に供されている動物についての調査となっております。

2番の調査対象は、動物園A及びBにおいて、ふれあい展示に供されている動物の糞便を対象に調査を行っております。

3番の対象施設別の検体数の内訳が3番に書いてございます。動物園Aでは、ヤギ2頭、ヒツジ2頭、動物園Bではヤギ5頭となっております。

4番の調査期間は記載のとおりです。

5番の検査項目及び検査方法については、表1のとおりとなっております。

6番の実施機関のところですが、こちら健康安全研究センターの各研究室に検査を依頼しております。

続きまして、次の7番の結果のところでございますが、二つの施設ともに、対象動物全において調査対象の病原体は分離されませんでした。

次のページの8番の調査結果への対応ですが、令和3年度は特に陽性となった個体はありませんでしたが、過去に病原体陽性となった動物がいた場合には、厚労省のガイドラインなどに基づいて治療を行っております。

9番のところでは、各施設における動物と接触する人に関する注意喚起の方法について記載しております。動物園A、Bともに、ふれあい施設に隣接した手洗い場に石けんなどを設置するとともに、手洗いに関するポスターなどを掲示して注意喚起を行っております。

動物取扱業の調査については以上になります。

少し続けてしまってよろしいでしょうか。

○貞升座長 一旦切ったほうがよろしいですかね。じゃあ、ここで一旦、資料1-1と資料1-2のご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか、先生方。

じゃあ、また続けて、よろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、資料2の令和3年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果について説明いたします。

こちらは動物病院にご協力いただいて実施する、二つの調査から成る事業となっております。

まず、一つ目がモニタリング調査というものでして、動物病院での診断状況を報告していただいて、それを取りまとめるものとなっております。

それから、二つ目がサンプリング調査で、こちらは動物病院に来院した動物から検体を採取して、ターゲットとしている病原体の保有状況を調査するものとなっております。

2番のところに事業概要のフロー図がありますが、こちらは事業の一部を東京都獣医師会に委託して行っております。

それから、検査につきましては、民間の検査機関と、それから必要に応じて、健康安全研究センターで検査を実施しております。

それではまず、モニタリング調査の部分からご説明いたします。実施期間などは資料のとおりとなっておりますが、調査対象とする動物由来感染症の項目の部分ですが、犬と猫で最後の一つのところが違っておりまして、犬にのみ犬ブルセラ症が入っていて、猫にのみトキソプラズマ症が入っております。

調査方法ですが、指定動物病院20病院における、月ごとの診察頭数と感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で行っております。

続きまして、次のページでサンプリング事業ですが、実施期間は資料のとおりとなっております。こちらの調査対象及び検体数ですが、対象とする病原体が二つあります。まず、一つ目が大腸菌で、こちらは病原体定点としている6病院において、飼い主から了解を得られた犬及び猫の糞便、各84検体、合計168検体を対象としています。

二つ目がSFTSウイルスで、病原体定点6病院において、犬または猫の口腔スワブ6検体を対象としています。

調査対象とする病原体及び調査方法でございますが、大腸菌につきましては、病原体定点の病院から検査機関に検査を依頼しまして、大腸菌が検出された場合は、健康安全研究センターに菌株を送付して、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌について検査を実施します。

SFTSウイルスにつきましては、健康安全研究センターで検査を実施しています。

続きまして、調査結果になります。まず、(1)のモニタリング調査ですが、実施頭数と内訳は資料のとおりとなっております。区部と多摩とそれぞれ分けて記載しております。

次のページに進みまして、アが犬の診断状況で、表1に内訳を記載しています。表1の下のほうに総計の区分がございまして、陽性となっている項目が皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。一番下には、参考として令和2年度の結果をつけています。

続きまして、次のページで、イでは猫の診断状況ですが、こちらの結果が表2となっております。

こちら表の下のほうの総計の部分ですが、陽性となった項目が皮膚糸状菌症、疥癬、回虫症、コリネバクテリウム症となっております。

続きまして、次のページ、(2)のサンプリング調査のほうでございますが、検体数や内訳はご覧のとおりとなっております。表3が大腸菌の調査結果となっております。犬の総計の部分で、87検体中80検体で大腸菌陽性となっております。猫については、81検体中69検体で陽性となっております。

検査機関で大腸菌陽性となった大腸菌の菌株について、健康安全研究センターで腸管出血性大腸菌のベロ毒素遺伝子の有無を確認するとともに、薬剤感受性試験を実施してお

ります。

腸管出血性大腸菌ですが、表4に記載しているとおりに、検査した犬猫の菌株、いずれからもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。

薬剤耐性菌の検出状況になりますが、犬については27株、猫については21株について薬剤耐性菌が検出されました。

次のページの表5ですが、こちらが犬の薬剤感受性試験結果のうち、薬剤耐性菌が検出された株のみ抜粋して記載しています。

次のページの表6では、こちらが猫の薬剤感受性試験結果で、同様に薬剤耐性菌が検出された株のみ抜粋して記載しております。

次のページで、(3)がSF T Sウイルスの検査結果となっております。検体数の内訳は記載のとおりでして、6検体、全てでSF T Sウイルス遺伝子は検出されませんでした。

以上が昨年度の調査結果でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。資料2に関しましては、動物の病院を中心としたモニタリング調査、その中でサンプリング調査としては腸管出血性大腸菌と、そうではないものの関係の薬剤耐性の大腸菌、それからSF T Sの検査についてのご報告でした。委員の皆様、何かご質問等、コメント等ございますでしょうか。場合によっては、資料1-1、ペットショップのやつ、それから資料1-2のヤギ、ヒツジ等の感染症の結果でも構いませんけども、いかがでしょうか。

では、どうぞ、今岡先生どうぞ。

○今岡委員 資料2のサンプリング調査のところで、薬剤耐性菌が犬猫から検出されています。この検出されている、例えば犬であれば27検体で、この検体は6病院から集めてきている大腸菌になるわけですね。それで病院間で、この病院が多いとか、ここは少ないとかというようなばらつきはあるんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 病院の偏り自体はありますが、それぞれの病院での検出状況というのは、こちらで把握できているところがございますが、特段この病院が多かったとか、この病院で少なかったとかというところまでの結果としてはお出ししていないところになっています。

○今岡委員 飼育している犬や猫の場合、薬剤耐性菌が検出される率というのは、かなり病院の持つ意味合いが多いというふうには考えられるので、もし病院間での差があるのであれば、そこに少し何か改善するものがないかなと考えるんですけども。よろしければ、ご検討ください。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、分かりました。ありがとうございます。

今後、検討させていただきたいと思います。薬剤耐性菌の検出状況につきましては、東京都の獣医師会のほうにも、こういう状況ですということでお知らせしながら、病院さんへの啓発というのは考えていきたいと思っております。

○貞升座長 この点に関しまして何か、ほかに何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ、村上先生どうぞ。

○村上委員 同じところで経年的な変化といいますか、一昨年、その前と比べて、この薬剤耐性菌の傾向というのは何か見えるものでしょうか。

○貞升座長 これに関しては、久保田さんか、小林さんか、いかがでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 健安研の久保田でございます。押しなべて大きな差というところではないんですけども、若干の血清型の少し割合的なものは変わっているような印象はありますが、この薬剤の耐性菌が、ここの僅か二、三年で耐性が変わったりというような印象ではございません。

以上です。

○村上委員 ありがとうございます。

○貞升座長 この血清型に関してはいろいろありますけど、VTを持つ株はないということですよ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 VTは一つも発見されていません。

○貞升座長 OUTが結構多いというのは動物特有だと思いますが、血清型がちょっと違うようなもの少しあり、薬剤耐性に関してはあまり変化はないということですかね。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 はい、おっしゃるとおりでございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中村先生、薬耐のことに関して、何かコメント等ございましたら、よろしくをお願いします。

○中村委員 いえ、特に大丈夫です。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

佐藤先生もいかがでしょうか。

○佐藤委員 私のほうから一つ聞かせていただきたいんですけども、この大腸菌の保有率、陽性率というのは、傾向として昨年、一昨年から増加しているとか、変わらないとか、そういう傾向か何かありますかでしょうか。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 大腸菌自体の陽性検体数については、令和2年度が8割から9割ぐらいで、大腸菌自体は検出割合的には、そこまで変わっていないのかなと思っております。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、取りあえず、次に行かせていただきたいと思います。動物愛護相談センターのご報告です。よろしくをお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 城南島出張所、藤澤です。

資料3をご覧ください。令和3年度動物愛護相談センターの動物由来感染症調査結果についてご説明します。

まず、犬と猫の寄生虫調査ですが、こちらは毎年継続している調査になります。犬5頭（延べ検体数5）、猫28頭（延べ検体数44）の糞便と犬5頭、猫10頭の虫体確認を行いました。糞便検査は、日にちをおいて数回検査している個体がありますので、延べ検体数を記載させていただいています。

糞便検査の結果では、犬5頭からは何も検出されませんでした。猫28頭のうち6頭で21.4%で寄生虫を検出しております。内訳は、回虫4頭、イソスポラ属2頭でした。複数の寄生虫が1個体に感染したという例はありませんでした。

続きまして、解剖検査による虫体確認の結果ですが、犬5頭から虫体は確認されませんでした。猫は10頭のうち3頭、30%で虫体を確認しました。内訳は、回虫1頭、猫条虫1頭、瓜実条虫1頭でした。こちらについても複数の寄生虫に感染していた個体というのはありませんでした。

続きまして、2番のほうの狂犬病ウイルス検査のための安全で簡便な検体採取方法の検討についてですが、こちらにも継続して実施しているテーマとなります。令和2年度から令和3年度にかけて、疑似狂犬病検体の採取訓練に参加する研修生、こちら動相センターの職員なんですけれども、対象に令和元年に作成しましたウレタン樹脂製脳モデルを訓練で活用することの効果について、アンケートによって調査を行っています。

結果ですが、令和2年度は1名、令和3年度は、1枚めくっていただきまして、6名を対象に、脳モデルを見ながら検査部位の切り出し、切り出し部位のスタンプ標本などの実施を行いました。訓練が終わった後、参加者全員に簡単なアンケートを行いました。

アンケートの結果としては、脳モデルを利用した訓練というのが、狂犬病検査に必要な検体採取の部位ですとか、解剖学的な位置の確認、そういったことができますので、手技の習得などにおいて非常に有効であるというような意見があり、効果について分かりました。

資料についてのご説明は以上となります。

○貞升座長 ありがとうございます。

じゃあ、続いて、資料の4もよろしく願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和3年度狂犬病調査事業について説明いたします。

厚労省の実施要領に基づきまして、都内の犬と野生動物を対象とした調査を実施しております。

1の検体採取日等については、記載のとおりとなっております。

野生動物については、2頭実施予定となっておりますが、1頭のみ検査を実施しております。

犬のところでC群、それからタヌキのB群と書いてあるものが、こちらの下の表に書いてあるところがございます。A群というのが、犬では狂犬病の届出があったり、動物愛護相談センターで咬傷犬として収容されて、検診期間内に死亡したり、あとはセンターに収容されて、狂犬病を疑う症状を示して死亡した犬など、限りなく狂犬病が疑われる犬というふうになっております。

野生動物につきましては、咬傷事故を起こした後に捕獲されて、致死処分された野生動物となっております。

このA群のところは、公衆衛生の観点から、確実に検査を実施する必要がある動物ということになります。

今回、検査のほうをしておりますのは、B群の野生動物については、衰弱した状態で保護され、致死処分された野生動物となっております。C群のところは犬でございますが、センターに収容された後、行動などに特段の異常は認められないものの、譲渡不適として致死処分された犬となっております。

続きまして、2、次のページの2の調査実施機関でございますが、犬については、検査は狂犬病ウイルスの遺伝子検査を健康安全研究センターにお願いしております。野生動物につきましては、検査は狂犬病ウイルスの遺伝子検査と抗原検査を健康安全研究センターにお願いしています。

3番の調査結果ですが、表1のとおり、いずれも陰性となっております。

以上が昨年度の結果でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。今、事務局から資料3と資料4のご説明がありましたが、この件に関しましてご質問、コメント等ございますでしょうか。あるいは資料1から資料2も含めても構いませんので、いかがでしょうか。

1点、すみません、僕からお聞きしてもよろしいでしょうか。狂犬病の結果の5頭陰性だったのに関しては、これはどこかにご報告されているのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 狂犬病の検査結果につきましては、厚労省のほうに、ピックアップして例年報告しております。

○貞升座長 これは蛍光抗体法はやってもやらなくても一緒ということで、全部含めてということでもよろしいですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、5頭で報告しているはずです。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかに先生方、いかがでしょうか。

どうぞ、佐藤先生、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 まず、資料3の動相センターの寄生虫調査ですけれども、方法が直接塗沫か飽和食塩水浮遊法ということになってはいますが、エキノコックスはこれでは同定ができないわけですが、これはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 エキノコックスは、怪しい虫卵ですとか、虫体が出たときに、健康安全研究センターのほうに確認を取って、調査するというような形を

取っています。今、エキノコックスのみを対象として何か方法を変えるというようなやり方はしてはいないです。

- 佐藤委員 テニア属の虫卵は、肉眼的に分けることができない、区別することはできないというふうに考えられているわけですので、今回、条虫については、両方0、0というふうになっているのでいいんですけども、陽性が出た場合に、必ずそれはエキノコックスではないということを確認する必要があるのではないかなというふうに思うわけです。ですので、方法にそういったことを書かれるのか、あるいは内規としてそういったものを持たれるのか、その辺をやっておかないと、見逃し、あるいは虚偽の報告ということになりかねないかなというふうに感じました。

それから、資料4の狂犬病の調査結果の報告についてなんですけども、犬が4頭行われているわけですけども、こちらはせっかくの生体といたしますか、死亡ですけど、生の材料を用いた開頭、それから脳からの採材という機会に恵まれているわけです。ところが、実際には資料3の2にありますように、プラモデルを使ってやっているということにとどまっているような感じがするんです。

といいますのは、経験上、プラモデルを切った感じと、生の頭蓋骨を切った感じは、かなり違うんですね。特に前方においては、前頭洞などの副鼻腔があるので、深く切らなくちゃいけないですし、後方につきましては、後頭骨がかなり硬いので、そこで苦労するというのは、一回やられた方はよくお分かりだと思うんですけども、そういったことがプラモデルからは何も学べないんです。ですので、こういった4頭の犬をせっかく採材をして検査をしましたというのであれば、こういったものに利用されたほうがいいのではないのかなと思いました。

それから、せっかくこの狂犬病の調査をしていらっしゃるのですから、これは狂犬病が発生したかもしれないという前提に立ったような取扱いと、例えば動相センターで採材をする際にも、もちろんいろんな環境を整えていらっしゃるのかもしれないし、健安研でも同じようにしていらっしゃると思いますけど、間も狂犬病に汚染しているかもしれないという採材を運ぶんだというような視点で取り扱われると、より有用ではないのかなというふうに思いました。

以上です。

- 貞升座長 ありがとうございます。いろいろなご指摘いただきました。最後の狂犬病が出たときの、恐らく動相センターと健安研のつながりで、そういった危機管理対応の研修としてもどうだというお話だと思うんですけども。恐らく、コロナの前には何回かちょっとやった記憶があるので、落ち着いてきたら、私もとてもいいことだと思いますので、ぜひとちょっと思っている次第でございます。

もう1点ですか、脳の採材と、そのモデルとの、せっかく4頭を解剖されるのであればということに関しては、藤澤さん、何かご意見ございますでしょうか。

- 動物愛護相談センター城南島出張所長 訓練で使った4頭が、そのまま健安研に運んでい

る検体になります。犬の致死処分数は少ないので、犬の致死処分をしなければならないような場合に、検体として活用させてもらっており、そのときに訓練を当てる、その際に脳モデルを使って、貴重な検体ですので、確認を取りながら訓練を行うというようなやり方を取っています。

○貞升座長 ありがとうございます。理解としては恐らく、犬ごとこっちに持ってきちゃっているんで、動相センターの方があまりこちらに来られないということですかね、そうすると。健安研のほうにということは。ただ、佐藤先生のことかなりおっしゃっておりで、一応うちで解剖するときには、ある程度の人数が可能なんですけども、入れ替わりということで、実際の脳を見ていただくということもちょっと今後、検討していけばいいかなと思いますし、そのような方向でよろしいということですかね。

○佐藤委員 すみません、僕、ちょっと勘違いしていたのかもしれませんが、この狂犬病の調査に基づく場合には、死体そのものがもう健安研のほうに搬入されるということなんでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 いえ、脳だけを搬入します。

○佐藤委員 じゃあ、死体そのものは動相センターのほうに搬入し、そして、そこで脳出しをして、採材をするという流れなわけですね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。

○佐藤委員 そして、その際に人が集まってくれば、脳モデルも一緒に置きながら実習みたいなことをするというふうにおっしゃったわけですね。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。

○佐藤委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 私も取り違えておりました、すみません。

あともう一つ、先ほどの虫卵のことですけど、鈴木科長か久保田さんか、何かコメントあるでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 エキノコックスの虫卵のことでしょうか。

エキノコックスの虫卵に関しては、顕微鏡下で虫卵を取って、それをPCRかけるということを健安研で、依頼があればできるような状況になっています。遺伝子検査によりエキノコックスか、またはほかのものかというのを区別することが可能です。

○貞升座長 怪しい虫卵があれば、PCRでエキノコックスかどうかを確認できる体制はあるということよろしいですか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 はい。

○貞升座長 ありがとうございます。

○佐藤委員 すみません。

○貞升座長 佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 すみません、しつこくて。怪しいかどうか分からないんです。ですから条虫

卵を見つけた際に、それがエキノコックスかどうかということ判断をするのは、PCRなどを使った手法でないと区別がつかないということですので、怪しい虫卵をじゃなくて、虫卵が出たらどうなんだろうというふうに考えるべきなんじゃないかなと思いましたが、どうなのでしょう。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 怪しい虫卵というのはどのようなものなのでしょう？

○佐藤委員 虫体は何か特徴的で、非常にちっちゃいエキノコックスって体長が二、三ミリぐらいの非常にちっちゃな虫ですので、肉眼的にも明らかにほかのサナダムシとは違うということが分かると思います。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 エキノコックスと似た虫卵が何種類か存在して、顕微鏡下で形態的に幾つかに絞り込みます。それを最終的にPCRで同定するということになります。

○貞升座長 怪しいものも何種類かに分けられるということなんで、もし動相センターでそういうようなものがあつたときには、健安研に持っていけという話かと思うんですけども。そういった形で、恐らく、多分佐藤先生がおっしゃるように、見分けがなかなか難しいと思いますので、場合によっては、怪しいものが出たときには、ご相談いただければという形ですかね。本当は抗体検査をするのが一番いいと思うんですけど、なかなか予算もなく、キットもないというところですので、今のご指摘をいただいた上で、ちょっと少しずつ前に進めればいかなと思っております。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、先生。

○中村委員 墨東病院の中村です。すみません、ちょっとこの3年ぐらい書面開催と、今日はこうやってWEBでやって、資料を見させてもらったんですが。資料1、2、3、4、それぞれ例えば販売されている動物とか、展示されている動物とか、野生で回収された動物の病原体を調べているんですけど、それぞれの対象としている病原体が違うのは何でかなというのと。

多分、狂犬病だったら、狂犬病事業で始まったから狂犬病だけしかやってないのかなと思うんですけど。でも、そういう野生で捕まったやつとか、持ち込まれたやつの例えばSFTSも一緒にやるとか、共通の病原体をそれぞれの事業でやれば、いろんな比較対象ができるし、何かあつたときに、どの対象に介入すればいいかというのが、何か分かるような気がするんですけど、ちょっと素朴な疑問といえば素朴な疑問なんですが、何か教えていただければと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね……。

○貞升座長 すみません、先にしゃべって申し訳ないんですけど。恐らく、長年の形でこういうふうになったということで、もう中村先生のおっしゃることもごもっともなんです

けども、いろんなものがくっついてこうなったということがあって、多分そうだと思います。

鮫田さん、どうぞ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 鮫田です。

動物取扱業の部分については、販売とか展示とかというところで、恐らくそのまま一般的に持っているような、ペットが持っていて、それが購入されたり、触れ合いに行った方にかかるというところで大腸菌とか、例えば腸管出血性大腸菌とか、そういったサルモネラとか、そういった項目をちょっとやっている部分があるのかなと思っています。先生がおっしゃったように、確かに野生動物が入ってきて、狂犬病の調査というのは当然大事なところなので、犬だったり、あとは野生動物でやるということも必要だということですのでけれども、そこから確かに野生動物がせっかく入ってくるので、今おっしゃっていただいたSFTSということも、当然一緒にやるということはいいようなところもあると思うので、検査項目については適宜見直しというか、検討をしておりますので、次回以降、いただいたご意見を踏まえて、また検討できればいいのかなと思っています。

○貞升座長 ありがとうございます。恐らく、これをやれというような意見があれば、ちょっと本庁で考えていただけるということもあるかと思しますので。ぜひ今までは、私としても事業が四つ縦に並んでいるということがありましたので、一つの柱としてしっかりと見るということがなかったので、とても貴重なご意見だと思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、村上先生。

○村上委員 すみません、保健所のほうで、発生届の対象疾患ではないけれども、サルモネラで子供が兄弟で亀を飼っているという事例が、これまでの経験でございました。亀は今日では、ペットショップでは、しっかり手を洗うと言っていると思うんですけども、意外にお母様方、お父様方、ご存じないことがあります。今回、資料の1-1を拝見していて、その他の管理動物にやっぱり亀類入っているんですけど、ここはもうやったら8割ぐらい出るから、もうやってもしょうがないからやらないのかなと思いつつながら。ちょっと何か獣医の先生方のほうで、そういった啓発とか、そういうところを何かあれば、情報をいただけないでしょうか。

○貞升座長 いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ペットショップの犬猫をやっている、一緒に爬虫類とか、そのほかの例えば鳥類とか、一緒に販売しているお店も、もちろんたくさんございまして。ただ、なかなか検体を取るという部分では、やっぱり犬猫とちょっと小動物、爬虫類関係で違うという部分もあったりするので、すぐに亀をやるとかというのも難しい部分はありますので、今後、検討させていただければとは思っています。

○村上委員 はい、よろしくお願いします。

○貞升座長 ありがとうございます。佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 すみません、今岡先生を差し置いてよろしいでしょうか。

今おっしゃった、人の症例が2例、サルモネラというのがあったということで、それはもう亀由来だということが明白だったのでしょうか。

○村上委員 その場合は、周辺、食品も含めて調査をした上で、兄弟とも出ていて、亀を触っていないほかの家族は出ていないということでした。亀からは最終的に検査はできていないんですけども、状況からは亀であろうという主治医との結論になりました。

○佐藤委員 じゃあ、亀から直接証明したわけではないということだったんですね。

○村上委員 はい、ちょっとそこに思いが至りませんでした。そういったことはやったほうがいいのでしょうか。

○佐藤委員 興味としてはあるんですけども、過去には、やっぱり亀からのサルモネラというのは問題になったということがあって、そういうご家庭というのは、例えば台所で亀の水槽を洗ったりしていたんです。だから、そういう衛生観念が、もうそもそも間違っているみたいということと。

それから、もう一つ、ちょっとお名前を失念しましたが、たしか農工大の先生だったと思いましたが、もともと保有しているというよりは、亀も汚染しているのであって、水替えをやって、ほかの亀と隔離した状態で水替えをやっているうちに、だんだん菌数は減って行ってしまって、いなくなったんだということをおっしゃっていました。参考までに、お伝えしておきます。

○貞升座長 ありがとうございます。今岡先生、いかがでしょうか。

○今岡委員 これまでのところでは、取り立ててはないですけども、やっぱり先ほど中村先生からあったように、もう少し、これは僕が前からずっと言っているんですけども、SFTSの検体6をやることに意味があるのでしょうか。検討しますということで、ずっと終わっているという感じで。せっかく口腔スワブを取られるのであれば、もうちょっとたくさん取ってやりませんか。

あと、データとして6検体やって、何もありませんでしたという、その6検体の選び方ですよね。例えば、何か疑わしいものがあつたから選ぶのか、それとも、ただランダムに選んでいるのかというようなものありますし。検体をたくさんやればいいというものでもないと思うんですけども、検体をチョイスするところで、もう少しうまくやれば、もっとよくなるのかなという気がします。

○貞升座長 ありがとうございます。SFTSの波というか、西側からずっと来ているのに関して、もうほぼ関東まで来ているという理解でよろしいのでしょうか。

○今岡委員 そうですね、千葉のほうでもありますし、長野のほうでも陽性の検体がありましたので。ですから、もう時間の問題か、ただ、運よくまだ見つかってないだけかなという気はします。

○貞升座長 前田先生のちょっとお話を聞いたときに、アライグマだかタヌキだかというよ

うな話もちよつとあつたんですけど、その辺の情報はいかがでしょうか。

○今岡委員 東京のほうでは、まだそういう情報は出てないみたいです。

○貞升座長 ありがとうございます。

では事務局、この点に関してはいかがでしょうか。検体数の増加についてです。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 例年、多分ご意見をいただいているところかと思えますので。今やっているのが、東京都獣医師会さんと協力しながらやらせていただいているので、関係機関とちよつと調整をして、増やすことができるかどうか。また同じ検討という言葉を使って申し訳ないんですけども、増やせるかどうか、いろいろ現実的な検査の機会とかも含めまして、ちよつと検討を重ねていければと思っておりますので、お願いいたします。

○貞升座長 ありがとうございます。1点聞きたいんですけど、6頭の多分枠があるんだと思うんですが、その中で、例えば猫とか多分感受性の動物だと思うんですが、そういったようなものの検査にこの枠を使うことも可能ということによろしいんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 疑わしいような場合ということですよ。

○貞升座長 はい。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 その場合、基本的には、今のところは動物病院さんのほうには健康な個体とかという形でお願いしている部分はありますが、ただ、疑わしいものがあれば、それはご相談いただければやるというようなお話もさせていただいているので、そこは可能です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 東京都獣医師会には、あくまでも健康なものを出してくれというふうに言われていたので、あえて健康な安全な検体を提出するというので、その検体取扱いの訓練だなこれはというふうに思っていたわけです。

今岡先生がおっしゃるような形で、ちよつと何か衰弱して危ないんじゃないのとか、野良猫なんだけど弱っているよねとか、何かS F T Sを疑うような材料をというふうにおっしゃっていただければ、それはいっぱい集まると思いますよ。ですから、これは依頼の仕方がちよつとこれまでは違っていたのかなというふうに思います。だから陰性で当たり前だと思っていました。

○貞升座長 ありがとうございます。とても貴重なご意見だと思いますので、事務局はその辺を前向きに検討していただければありがたいなと思います。

ほかはいかがでしょう。なければ、4年度のほうの計画のほうをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、令和4年度の調査計画につきまして、前回の検討会でご意見をいただいて、それに基づいて事業を開始しているところでございます。各事業について、再度説明させていただきます。

まず、令和4年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査計画について、ご説明

いたします。資料5をご覧ください。

こちらが販売業と展示業についてまとめて記載しておりますが、次のページから販売業、その後に展示業と詳細を記載しております。

次のページに行っていただくと、販売業につきましては、令和3年度と同様の調査計画となっております。

2番の対象業者としましては、都内の販売業者10から15施設程度やる予定でございます。

3番のところの対象動物及び検体は、犬、猫の糞便と被毛。

4番の検体数のところは、合計で80検体を予定しております。

検査の実施期間、検査項目、検査方法などは、ご覧のとおりとなっております、検査項目は令和3年度と同様となっております。

それから次のページ、10番の陽性検体提出時の対応としましては、事業者に対して、利用客への注意喚起ですとか、飼養施設の洗浄・消毒、それから従業員の健康観察などを陽性検体が出た場合には指導することとなっております。

それから、動物につきましては、動物病院の受診ということと、再検査についても、希望があれば行うことを案内しております。

それから、次のページの検査結果の取扱いの11番の部分でございますが、こちらの検討会の場で報告をさせていただくとともに、動物取扱業者に対する情報提供を監視指導の際に使わせていただくという形で行っております。

続きまして、別紙2の展示業についてです。2番の調査対象施設の部分でございますが、前回の検討会でご提案させていただきましたが、今年度は対象施設を1施設として実施しております。

それから、実施の期間及び規模につきましては、既に始まっているところですが、ご覧のとおりとなっております。

検査項目や検査方法などにつきましては、令和3年度と同様となっております。

それから、次のページに行っていただきまして、陽性検体検出時の対応としましては、動物の治療や施設の消毒、それから利用者に対する手洗いなどの注意喚起などについて指導を行うところです。

検査結果の取扱いにつきましては、販売業者と同様に、動物取扱業者への情報提供などを行ってまいります。

動物取扱業に関する説明は、以上になります。

○貞升座長 ありがとうございます。

じゃあ、続いて、資料6もお願いできますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では引き続き、令和4年度動物病院における動物由来感染症モニタリングの事業計画についてご説明いたします。

こちらは引き続き、モニタリング調査とサンプリング調査を実施してまいります。

まず、モニタリング調査からですが、調査対象とする動物由来感染症や調査方法につきましては、令和3年度からの変更点はございません。

サンプリング調査につきましても、引き続き、大腸菌とSFTSウイルスについて調査を実施します。

大腸菌につきましては、合計168検体について検査機関で糞便検査を行って、大腸菌が検出された場合は、健康安全研究センターに菌株を送付して、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌について検査を行ってまいります。

SFTSウイルスにつきましても、昨年度と同様6検体につきまして、健康安全研究センターに送付して、検査を行うところでございます。

以上になっております。

○貞升座長 ありがとうございます。一旦ここで切らせていただいて、資料5、資料6の関係でいかがでしょうか。もう既に動いているところがあるので、なかなか急に変更はなかなか厳しいかとは思いますが、いかがでしょうか。

もしあれでしたら、次のあと二つも説明していただいて、総括でご質問、コメントいただいてもよいかなと思うんですけど。

じゃあ、次の資料7、資料8の説明もよろしくをお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 では、資料7をご覧ください。

令和4年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画をご説明します。

調査項目については、資料にある2項目となります。まず一つ目は、犬と猫の寄生虫調査ですが、こちらにつきましては、今年度も継続して行います。調査規模は、犬5頭、猫50頭を予定しております。検査方法は、例年と同じく、糞便検査と解剖検査による心臓内及び消化管内の寄生虫の調査を行います。動物愛護相談センター城南島出張所で行う予定です。

次にですが、狂犬病検査のための安全で簡便な検体採取方法の検討ですが、こちらにつきましても、国立感染症研究所獣医科学部第二室及び狂犬病臨床研究会の助言・指導を受けながら、安全かつ簡便な方法の検討を継続していきたいと考えております。

これらの結果につきましては、動物由来感染症検討会においてご検討いただくとともに、詳細を動物愛護相談センターが開催する調査研究発表会で報告させていただく予定です。

以上です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、令和4年度狂犬病調査事業についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

こちらの狂犬病調査につきましては、基本的には、令和3年度と同様に行ってまいります。(2)の調査対象としましては、A群、B群、C群の内容は、先ほどご説明したとおりとなっております。

(3)の調査規模ですが、A群につきましては、危険度が非常に高いものですので、その都度、緊急に検査を行うものとなっております。B群及びC群につきましては、犬で

は5頭程度行う予定です。野生動物につきましては、令和3年度は2頭程度としておりましたが、今年度、令和4年度は、野生動物を1頭増やして、3頭程度実施する予定でございます。

次のページの3の調査結果の取扱いですが、実施要領に基づきまして、結果のほうを厚労省に報告をします。それから、本検討会でも実施状況を報告させていただきます。

4番の陽性時の対応につきましては、狂犬病予防法に基づく届出ですとか報告、それから国のガイドラインに準じて積極的な疫学調査等を行って、清浄化までの対応を行っていくということになります。

以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。先ほどご指摘がありました寄生虫の件に関しましては、動物愛護相談センターの先ほどのお話があったように、ちょっとあれ？と思うものがあれば、健安研に持ってくるみたいな形は可能ということでもよろしいのかということと。

あと、狂犬病の脳出し以降の、脳の中の多分アンモン角のところの取り出しもあると思うので、その辺は人材育成を含めて、それも健安研に持っていくのであれば、人材を変えることでという形での対応は、これは可能ですか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。また、後ほど、健安研のご担当と相談させていただいて、どのような形でできるかというのを話し合わせてもらってもいいでしょうか。

○貞升座長 もちろんです。よろしくをお願いします。これは鈴木科長が担当でしたっけ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 はい。

○貞升座長 じゃあ、よろしくをお願いします。

もう1点、これすみません、野生動物の検体数を1例増やすことに関して、これを例えばSFTSの検査をするのはやっても問題ないという理解でよろしいのですか、これはやっちはいけないんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 野生動物をどの検体を検査するかにつきましては、こちらが環境局、東京都の環境局から来ている検体ということもございますので、環境局ですとか、健康安全研究センターとも調整をしながら検討をしていく……。

○貞升座長 調整をすれば可能かもということですかね。ありがとうございます。

すみません。では資料7、8に関して、ご質問、コメント等いかがでしょうか。

どうぞ、佐藤先生。

○佐藤委員 前のほうも含めてよろしいでしょうか。

○貞升座長 もちろんです。どうぞ。

○佐藤委員 販売施設の調査なんですけれども、ここ数年の報告では、何かやっぱりインコというのが販売の中に増えているのかなという感じがしていて。どうでしょうか、インコのいわゆるオウム病の調査というのを、クラミジア・シッタシでしたっけ、を調査項目に今後入れていったらどうだろうか。最近、あまりクラミジアのこと踏み込んでな

いんですよね、ここを見ておくのはいいことかな、なんていうふうに思いました。

それから、この狂犬病の調査において、猫というのもあまりあれですか、最近、動相センターのほうでの処分というのは、もうなくなっているんでしょうか。もしあれば、犬と猫の脳出しの仕方は意外と違っていたりして、小脳テントが発達して出しにくいとかあるので、見ておかれても。もし処分猫がいるのであれば、そういう教材としてお使いになると、よりいいのかなという気がいたしました。

それから、うちの臨床の中でいうと、最近、マンソン裂頭条虫の寄生数が増えてきているんです。東京都でマンソンというのはあまりもう聞かないので、ないんだろうなと思ってはいたんですけども、この出てくる犬や猫というのが地方からなんですよ。つまり里子として出されるのが全国レベルに移動が始まっていて、東京都にいたので、カエルを食った犬なんかいないよねというような、もう物差しは使えなくなっているんだなというところなんです。瓜実条虫が人に感染するというのは、前、大西先生にお聞きしたことがあるんですけど、マンソンが人への病原性を持っているのかどうかちょっと分からないんですけども、何かもしそういう目で調査項目も広げられたほうがいいような気がします。

以上です。

- 貞升座長 ありがとうございます。まず、インコについて何かコメントございますでしょうか、事務局の方。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、検体採取方法などが犬猫とちょっと変わってくる部分もあるかと思うので、すぐというのはちょっと難しいかもしれないんですけども、今後検査対象とする、まず動物種類の部分なので検討の一つと。ずっと犬猫は続いているとは思いますが、検討させていただければと思います。
- 貞升座長 ありがとうございます。それでは、猫の脳についてはいかがでしょうか。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 狂犬病調査計画の中に猫の検体を入れるべきではないかというお話でしょうか。
- 貞升座長 恐らくそうだと思います。あとは研修、動物の解剖時に脳出しの研修も含めてということだと理解していますけども。
- 動物愛護相談センター城南島出張所長 研修では、狂犬病の対象は主に犬なので、犬を積極的に使っているんですけども、犬で対応し切れないという状況が、殺処分数がないというような状況が続いていますので、犬ではできないような状況もありまして、時折猫を使った研修も行っております。犬でも猫でも対応できるように、脳モデルは両方作っておりますので、継続して猫についても研修をして、実践できるような形にしていければと思います。
- 貞升座長 ありがとうございます。ちなみに、これ猫の狂犬病検査しても、厚労には報告の義務はないんですか。カウントされないんですかね、すみません、余計なことを聞いてすみません。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ちょっとすぐにお答えが難しいんですけど、確認しておきます。

○貞升座長 また今度で結構です。ありがとうございます。

最後、マンソン裂頭条虫に関しては、鈴木科長、いかがですか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 マンソン裂頭条虫は、猫の糞便中の虫卵から人に直接感染はしません。人がマンソン孤虫症になるのは、中間宿主のヘビであるとか、カエルなんかを生食することによって感染するので、直接猫から感染ということは考えにくいのですが、検査依頼があれば虫卵検査は可能なので、対応できます。

○貞升座長 猫からの感染はないけども、見分けることも可能だし、検査も可能だという理解でよろしいですか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 はい。

○貞升座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

そのほかの項目でも構わないんですけども、ご質問、コメント等いかがでしょうか。いかがですか。

1点、すみません、中村先生にお聞きしたいんですけど、いいですか。

大分前に戻っちゃうんですけど、薬剤耐性のところで、例えばAMRの関係でなるだけ抗生物質を使うなという話があると思うんですけど、あれってというのは、僕らは *in vitro* でコロニーの中に例えば薬剤を入れておくと、その中でぽつと突然変異が出るといのは見たりするんですが、実際のこの使用量と薬剤耐性が出てくるというのは、臨床の分野ではどのようにお考えでしょうか。例えば1回使ったらそれが出るのか、そうじゃないよというのとか。すみません、その辺、すみません、ぼやとした質問で申し訳ないんですけど。

○中村委員 そうですね、基本的には、やっぱりブロードな抗菌薬を使い続けていたりとかすると、その耐性遺伝子を獲得して、例えばグラム陰性桿菌であればプラスミドに乗って、それが伝播する。動物の間でどうなんでしょうね、人へもってプラスミドがうつったとしても、人がある程度健康であれば問題ないでしょうし、その人が持っていたとして、耐性菌を持っていたとしても、かなり弱ったりとか、いろんな抗菌薬に曝露されて、残った耐性菌が悪さをするというメカニズムになると思うので、AMRで個別、動物の領域で主に問題になるのはやっぱり家畜だったりとか、魚だったりとかで大量に使って耐性菌を持っているのだという話だと思うので、個々の獣医の領域で病気を起こしている動物に対しても、やっぱり適正使用は心がけるべきではあると思いますけれども、どっちかというところ、愛玩動物対象の抗菌薬使用というよりは、家畜とか、漁業とか、そっちのほうだと私は認識しています。

○貞升座長 ありがとうございます。私もそう思います。

もう1点、聞いてもいいですか。すみません。先ほどの大腸菌の健安研のデータで、いろんな血清型があって、薬剤耐性もいっぱいあるものもあったんですけど、普通、我々

のところではV Tを持たない大腸菌はあまり見かけない状況です。先生のところで、例えば大腸菌だけど、そういったV T遺伝子とかないうなものに関しては、やっぱりスルーなんですか、それともちゃんと見ているのか、というのを教えてください。

○中村委員 基本的には、V Tを見るのは、やっぱり患者さんが感染性腸炎を起こしているというときなので、それ以外、例えば尿路感染症とか、菌血症とかで大腸菌が出て、E S B Lだったりとか、もっとさらにC R Eだったりとかを持っていけば、もっと耐性遺伝子の検査だったりとか、遺伝子型のタイプの検索とかに進んだりします。

○貞升座長 ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに、すみません。今の議論でもよろしいですし、あと今までの全部含めまして、いかがでしょうか。よろしいですか。

そしたら事務局、またほかに何かありますでしょうか。ほかに報告事項があれば、よろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、1点だけなんですけれども、前回の検討会が書面開催でございましたので、お伝えできていなかった部分でございますが、令和元年度実施分の動物取扱業の販売業と展示業の調査結果につきまして、令和3年度中に健康安全研究センターの研究年報のほうに掲載されております。ホームページでも公開されておりますので、ご覧いただける形になっておりますので、ご紹介させていただきます。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかに委員の皆様からご意見、ご要望はございますでしょうか。今日かなりいただいたんですけども、恐らく、事務局の宿題となるものもかなり多いと思います。

どうぞ、今岡先生どうぞ。

○今岡委員 ちょっと話変わるんですけども、厚労省のほうから毎年出している「動物由来感染症ハンドブック2022」がホームページのほうから自由にダウンロードできますので、よろしければ見てください。

中で昨年と変わるところというのは、ワンヘルスにちょっと触れたのと、あと一応C O V I Dに関しては、動物から人へという脅威は今のところはまだ具体的な事例は出ていませんよということ。あとちょっと毛色が変わったところで、昨年ですか、類鼻疽菌の感染が海外で報告されたんですけども、熱帯魚の水槽から感染をしたという例とか、あとは化粧品、アロマスプレーから感染をしたというような、ちょっとわけの分からないところから感染した事例というのがありました。そういったのがコラムとして中に入っております。よろしければ、ご参考にさせていただければ幸いです。

○貞升座長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。パンフレットと、あと類鼻疽というのも四類感染症で、かかるとかなりシビアなところがあって、スプレーというのはとても非常にびっくりなんですけども、事務局、いかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ハンドブックのほうは、多分、ホームページからダウ

ンロードできるというところがございますので、例年、多分、東京都のほうにも何部か多分送っていただいているものもあるかと思うので、監視指導とかの際には、十分使わせていただいておりますので、また確認させていただきます。ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 私のほうから、ちょっと1点、よろしいでしょうか。

○貞升座長 どうぞ、久保田さんどうぞ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 健安研の久保田ですけども。

先ほどの耐性菌の話で、家畜のほうから送る耐性菌が主というような認識というふうに何か話がまとまっていたと思うんですけども。私が以前、臨床の検体を対象にした薬剤耐性菌を担当していたものですから、そのときの話だと、確かに以前は家畜のほうからの耐性菌が耐性の抗菌薬をたくさん使用するから来るという話ではあったんですけども、どうもプラスミドの状況を見る限りでは、どうも家畜と人から取れる耐性菌のものは一致しないというような話を、もう5年ぐらい前の話なんですけど、たしか聞いたことがあります。なので、新たな由来というのとして、愛玩動物が少し着目されているというところにあると思います。

それだけ、ちょっと私のほうの大したことのない知識なんですけども、よろしく願いいたします。

○貞升座長 ありがとうございます。食餌性で回っているというのものもあるけども、そうじゃないというデータがあって、愛玩動物とも何かの接触があるだろうというようなコメントでした。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題は以上です。本日は、委員の先生方から様々なご意見、ご要望を頂戴いたしました。事務局は、本日の意見を参考にして、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。よろしいでしょうか、今ちょっと音がしたんですけども、ないですか。ありがとうございます。

それでは、本日の検討をこれにて終了させていただきまして、事務局に進行をお返しします。ありがとうございます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日は、貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。来年度以降の計画を立てる上でも、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

次回の検討会でございますが、本年度の調査結果についてまとめたものなどをご報告させていただくところがございます。予定としましては、来年の2月頃を予定しておりますので、日程につきましては、できるだけ早めに調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、ないようでしたら、本日、これで検討会を終了させていただきたいと思っております。

委員の皆様、本当にご多忙の中、ご参加いただきまして、ありがとうございました。
それから、今日いただいたご意見の検討も踏まえて、引き続き、東京都の動物由来感染症の事業に様々ご意見いただければと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(午後3時20分 閉会)